

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－3－1－5 資本金の額の増加の届出の手續等</p> <p>Ⅱ－3－1－5－2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>ニ. 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 特に、銀行の場合、預金等との誤認を防止することが重要であり、そのための十分な措置を講じているか。</p>	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－3－1－5 資本金の額の増加の届出の手續等</p> <p>Ⅱ－3－1－5－2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>ニ. 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 特に、銀行の場合、預金等との誤認を防止することが重要であり、そのための十分な措置を講じているか。</p>

現行	改正案
<p>・割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行うこととしているか。</p> <p>(注) 少なくとも個人に対しては、書面の交付による対面説明、<u>書面への双方の署名・捺印</u>、一定期間の記録保管等の措置を講ずることとしているか。</p> <p>・誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>・割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行うこととしているか。</p> <p>(注) 少なくとも個人に対しては、書面の交付による対面説明、<u>説明内容の双方による確認</u>、一定期間の記録保管等の措置を講ずることとしているか。</p> <p>・誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>
<p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p> <p>II-3-2-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p>	<p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p> <p>II-3-2-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p>

現行	改正案
<p>契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>ヘ. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合（Ⅱ－１１参照）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</p> <p>(注) 契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、<u>自署・押印された書面の提出を受ける</u>などにより、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。</p> <p>ト. ～チ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 契約の意思確認</p> <p>イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思・デリバティブ取引の契約意思があることを確認した上で、<u>行員の面前で、契約者本人（注）から契約書に自署・押印を受ける</u>ことを原則としているか。特に、保証意思の</p>	<p>契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>ヘ. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合（Ⅱ－１１参照）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</p> <p>(注) 契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨を証した書面の提出を受けるなどにより、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。</p> <p>ト. ～チ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 契約の意思確認</p> <p>イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思・デリバティブ取引の契約意思があることを確認した上で、<u>契約者本人（注）から契約内容への同意の記録を求め</u>ることを原則としているか。特に、保証意思の確認に当た</p>

現行

確認に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。

(注) (略)

ロ. ～ニ. (略)

④ 契約書等の書面の交付

貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、原則として契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

イ. ～ハ. (略)

(3) ～ (7) (略)

改正案

っては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。

(注) (略)

ロ. ～ニ. (略)

④ 契約書等の書面の交付

貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

イ. ～ハ. (略)

(3) ～ (7) (略)



現行	改正案
<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 (新設)</p>	<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－１０ <u>書面・対面による手続きについての留意点</u></p> <p><u>銀行等による当局への申請・届出等及び当局から銀行等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第６条第１項及び第７条第１項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、銀行等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界</u></p>

現行	改正案
<p>Ⅲ－１－１０ 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点 (新設)</p>	<p>全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、顧客保護の観点から書面・対面が望ましい場合等として以下の（注）に掲げる場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</p> <p>（注）以下の場合については、上記取扱いの対象外であることに留意する。</p> <p>① Ⅲ－１－１１に記載する原本送付を求める場合 ② Ⅱ－８に記載する自筆困難者等への対応</p> <p>Ⅲ－１－１１ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅲ－１－１０を踏まえ、銀行等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</p>

現行	改正案
<p>(1) <u>電子政府の総合窓口</u>  <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u>  <u>ただし、不祥事件等届出書については、各行がe-Govでの対応が可能となるまでの暫定的な措置として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）により受け付けることも可とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p>	<p>(1) <u>金融庁電子申請・届出システム</u>  <u>銀行等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u>  <u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Govを利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p>

現行

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。

1. ～ 5. (略)

業態別の準用一覧表

(別紙6)

(摘要: ○印・・・銀行規定を準用、●印・・・協同組織で書き下ろし、×印・・・準用せず、(協)・・・協同組織固有の内容)

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点			
Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方			
Ⅲ-1-1 検査・監督事務の進め方	○	○	○
Ⅲ-1-2 検査・監督事務の具体的手法	○	○	○
Ⅲ-1-3 品質管理	○	○	○
Ⅲ-1-4 監督部局間における連携	●	●	●
Ⅲ-1-5 預金保険機構が行う検査との連携	○	○	○
Ⅲ-1-6 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	●	●	×
Ⅲ-1-7 個別帳簿に関する行政報告等	一部○	一部○	一部○
Ⅲ-1-8 災害における金融に関する措置(災害対策基本法等関係)	○	○	○
Ⅲ-1-9 銀行等が提出する申請書等における記載上の留意点	○	○	○
(新設)			
Ⅲ-1-10 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点	○	○	○

改正案

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。

なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

1. ～ 5. (略)

業態別の準用一覧表

(別紙6)

(摘要: ○印・・・銀行規定を準用、●印・・・協同組織で書き下ろし、×印・・・準用せず、(協)・・・協同組織固有の内容)

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点			
Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方			
Ⅲ-1-1 検査・監督事務の進め方	○	○	○
Ⅲ-1-2 検査・監督事務の具体的手法	○	○	○
Ⅲ-1-3 品質管理	○	○	○
Ⅲ-1-4 監督部局間における連携	●	●	●
Ⅲ-1-5 預金保険機構が行う検査との連携	○	○	○
Ⅲ-1-6 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	●	●	×
Ⅲ-1-7 個別帳簿に関する行政報告等	一部○	一部○	一部○
Ⅲ-1-8 災害における金融に関する措置(災害対策基本法等関係)	○	○	○
Ⅲ-1-9 銀行等が提出する申請書等における記載上の留意点	○	○	○
Ⅲ-1-10 書面・対面による手続等についての留意点	○	○	○
Ⅲ-1-11 申請書等を提出するに当たっての留意点	○	○	○